

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域住民に広く親しまれるとともに、景観上重要な建造物又は樹木は、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、その保全と継承に努めます。

1 景観重要建造物の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関連)

- 道路などの公共空間から多くの人が容易に望見できるとともに、以下のいずれかに該当し、景観計画区域内の良好な景観の形成上重要な建造物について、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ①地域のシンボルとして市民に親しまれ、愛されている建造物
- ②登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物
- ③地域の歴史・文化が色濃く表れている建造物
- ④特徴的な外観を有し、保全・活用が必要と認められる建造物
- ⑤その他優れた外観を有し、本市の景観形成または観光振興上、重要な役割を有する建造物

【景観重要建造物のイメージ】



藤屋旅館（長野県長野市）



白雪ブルフリービレッジ長寿蔵（兵庫県伊丹市）

(資料：景観法アドバイザーブック(国土交通省))

※文化財保護法により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された建造物あるいは樹木は、文化財保護法により厳しい現状変更の規制が課せられているとともに、修理や買取りなどの国庫補助があることから、景観法に基づく指定の実益が生じないため景観重要建造物や景観重要樹木には指定できません。

2 景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関連)

- 道路など公共空間から多くの人が容易に望見でき、以下のいずれかに該当し、景観計画区域内の良好な景観の形成上重要な樹木について、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。



島根県松江市のタブノキ

(資料:景観法アドバイザーブック(国土交通省))

- ① 地域のシンボルとして市民に親しまれ、愛され、よく管理されている樹木
- ② 市指定天然記念物に指定されている樹木
- ③ 由緒・由来があり、地域の遺産としての価値がある樹木
- ④ その他優れた樹容を有し、本市の景観形成または観光振興上、重要な役割を有する樹木